

3 少年事件(20歳未満)で利用できる支援・制度

1 少年事件記録の閲覧・謄写(コピー) 【裁判所】

審判を開始する決定があった事件で、家庭裁判所に送られてきた捜査段階の記録や審判期日調書などについて、少年や関係者のプライバシーに深く関わるものなどを除き、原則として、閲覧・謄写(コピー)をすることができます。

2 被害者等の意見陳述申出制度 【裁判所】

家庭裁判所に対して、自分の気持ちや事件についての意見を述べることができます。

意見陳述には、次の3つの方法があります。

- ①審判の場で裁判官に対して行う
 - ②審判以外で裁判官に対して行う
 - ③審判以外で家庭裁判所調査官に対して行う
- ※①の場合、少年や少年の保護者が在席することがあります。

どの方法によるかは、申し出された方の希望を踏まえて決定されます。

また、心情や意見を述べる際は緊張や不安を和らげるために家族等に付き添ってもらうこともできます。

3 被害者等による少年審判の傍聴制度 【裁判所】

少年の故意の犯罪行為により被害者を死傷させた事件(その傷害により被害者の生命に重大な危険を生じさせたときに限る)や過失運転致死傷などの交通事故について、家庭裁判所が少年の年齢や心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情を考慮して、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときに許されます。

ただし、少年が事件当時12歳に満たなかった場合には、法律により傍聴が認められていません。

4 被害者等に対する審判状況の説明制度 【裁判所】

少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認められる場合に、審判期日で行われた手続きなどについて説明を受けることができます。

5 被害者等に対する審判結果等の通知制度 【裁判所】

少年の健全な育成を妨げるおそれがない場合に、少年の氏名や審判の結果などの通知を受けることができます。

問い合わせ先

- 神戸家庭裁判所(少年事件係直通)

☎078-521-5940

月～金曜日 9:00～17:00(祝日、年末年始は除く)

6 被害者等通知制度（少年審判後の通知）

【少年鑑別所、地方更生保護委員会、保護観察所】

被害者やご遺族等の方々の申出がある場合、少年審判において保護処分を受けた加害者（少年）の少年院における処遇状況や保護観察中の処遇状況などについて通知が受けられる制度です。

通知を受けることができる事項

- 入院年月日及び収容されている少年院の名称・所在地
- 少年院における教育状況（おおむね6か月ごとに通知）
- 少年院を出院した年月日
- 仮退院等審理を開始した年月日
- 仮退院等を許す旨の決定をした年月日
- 保護観察開始年月日、保護観察終了予定年月日
- 保護観察中の処遇状況等（おおむね6か月ごとに通知）
- 保護観察が終了した年月日

制度の利用を希望される場合には、加害者の審判結果に従って下記へお尋ねください。

- ① 「少年院送致」の場合：お近くの少年鑑別所
- ② 「保護観察」の場合：お住まいの都道府県にある保護観察所

問い合わせ先

- **神戸少年鑑別所 被害者専用番号 ☎078-362-7977**
月～金曜日 9:00～17:00（祝日、年末年始は除く）
- **近畿地方更生保護委員会 被害者専用番号 ☎06-6949-0079**
月～金曜日 9:00～17:00（祝日、年末年始は除く）
- **神戸保護観察所 被害者専用電話 ☎078-351-4020**
月～金曜日 9:00～17:00（祝日、年末年始は除く）

※少年事件については、このほか、「**1 兵庫県警察の支援・制度**」（49～51頁）に記載の支援制度も利用できます。

また、「**2 検察庁、裁判所等に関連する支援・制度**」（52～58頁）に記載の支援制度も利用できる場合があります。

4 県・市町の支援・制度

兵庫県では、県及び県内全市町で犯罪被害者等支援条例の制定、総合的対応窓口の設置、見舞金制度が運用されています。

1 犯罪被害者等支援総合的対応窓口 【県、市町】

県内の全市町に「犯罪被害者等支援総合的対応窓口」が設置されています。

総合的対応窓口では、役所内で様々な手続きが必要となった場合のサポート、生活支援に関する相談、被害にあわれた方などが必要とする情報の提供や関係機関・団体等の紹介などを行っています。

	市・町名	担当課室名	電話番号	FAX
神戸	神戸市	危機管理局防犯対策課	078-322-6238	078-322-6031
		人権推進課	078-322-5234	078-322-6048
阪神南	尼崎市	生活安全課	06-6489-6502	06-6489-6686
	西宮市	人権平和推進課	0798-35-3471	0798-36-1981
	芦屋市	都市基盤室 道路・公園課	0797-38-2480	0797-38-2163
阪神北	伊丹市	同和・人権・平和課	072-784-8077	072-780-3519
	宝塚市	防犯交通安全課	0797-77-2020	0797-71-3336
	川西市	生活安全課	072-740-1333	072-740-1168
	三田市	危機管理課	079-559-5057	079-559-1254
	猪名川町	総務防災課	072-767-1207	072-766-3732
東播磨	明石市	市民相談室	078-918-5002	078-918-5102
	加古川市	生活安全課	079-427-9120	079-427-3525
	高砂市	人権推進課	079-443-9060	079-443-3144
	稲美町	危機管理課	079-492-9168	079-492-7792
	播磨町	危機管理課	079-435-0991	079-435-7901
北播磨	西脇市	防災安全課	0795-22-3111	0795-22-3515
	三木市	生活安全課	0794-89-2344	0794-82-9792
	小野市	市民安全部 暮らし安全グループ	0794-63-1273	0794-63-3690
	加西市	防災課	0790-42-8751	0790-43-1800
	加東市	防災課	0795-43-0402	0795-42-5055
	多可町	生活安全課	0795-32-4777	0795-32-2661
中播磨	姫路市	危機管理室	079-221-2090	079-223-9541
	神河町	住民生活課	0790-34-0962	0790-34-1556
	市川町	住民環境課	0790-26-1011	0790-26-2893
	福崎町	住民生活課	0790-22-0560	0790-22-5980
西播磨	相生市	危機管理課	0791-23-7132	0791-22-6439
	たつの市	地域福祉課	0791-64-3154	0791-63-0863
	赤穂市	市長公室危機管理担当	0791-43-6866	0791-43-6892
	宍粟市	市長公室危機管理課	0790-63-3119	0790-63-3064
	太子町	生活環境課	079-277-1015	079-277-2201
	上郡町	住民課	0791-52-1115	0791-52-6490
	佐用町	企画防災課	0790-82-0664	0790-82-0492
但馬	豊岡市	生活環境課	0796-23-5304	0796-23-0915
	養父市	市民課	079-662-3163	079-662-8282
	朝来市	防災安全課	079-672-6112	079-672-5007
	香美町	防災安全課	0796-36-1190	0796-36-3809
	新温泉町	町民安全課危機管理室	0796-82-3120	0796-82-2970
丹波	丹波篠山市	地域振興課	079-552-5112	079-554-2332
	丹波市	市民安全課	0795-82-1532	0795-82-1821
淡路	洲本市	消防防災課	0799-24-7623	0799-24-1722
	南あわじ市	危機管理課	0799-43-5203	0799-43-5303
	淡路市	危機管理課	0799-64-2555	0799-64-2170

2 犯罪被害者等に対する見舞金の給付制度 【県・市町】

県内すべての市町で、犯罪被害者等に対する見舞金の給付を行っています。

【県】

●遺族見舞金

対象者：殺人、傷害等の犯罪被害にあい、死亡した方の第1順位遺族
金 額：30万円

●重傷病見舞金

対象者：傷害等の犯罪行為による負傷又は疾病により、治療に要する期間が
1か月以上と医師の診断を受けた被害者本人
金 額：10万円

●転居見舞金

対象者：死亡、重傷病、刑法に規定する身体に対する侵害を内容とする性犯
罪による犯罪被害にあい、転居を余儀なくされた被害者本人（死亡
の場合は第1順位遺族）
金 額：犯罪被害者1名につき10万円（1犯罪につき1回支給）

【市町】

※市町によって支給金額・種類が異なります。

※支給対象外の場合や申請期限がある場合もありますので、詳しくは各市町
へお問い合わせください。

問い合わせ先

●兵庫県県民生活部くらし安全課

☎078-362-3173

月～金曜日 9:00～17:30（祝日・年末年始は除く）

●各市町犯罪被害者等支援総合的対応窓口 → (61頁)

●兵庫県犯罪被害者等総合相談窓口

☎078-362-0783

月～金曜日 9:00～17:00（祝日・年末年始は除く）

●ひょうご被害者支援センター

☎078-367-7833

月火木金 10:00～16:00（祝日、8/12～8/16、12/28～1/4は除く）

3 公営住宅の一時入居・優先入居 【県、市町】

犯罪等による被害のため、それまでの住居に住めなくなった方等については、公営住宅への優先入居ができる場合があります。

※実施していない自治体もあります。

問い合わせ先

(県営住宅)

- 兵庫県まちづくり部公営住宅管理課

☎ **078-230-8460**

月～金曜日 9:00～17:30 (祝日・年末年始は除く)

(市町営住宅)

- 各市町犯罪被害者等支援総合的対応窓口 → (61頁)

5 主な支援・制度一覧

49頁～63頁に記載したような、犯罪被害者にあわれた方などを対象とした支援制度の他に、困りごとを抱える様々な方を対象にした支援制度もあります。

どういった支援を受けたいか迷う時は、まずはお住まいの市町の犯罪被害者等支援総合的対応窓口（61頁）にご相談ください。

※制度の利用にあたってはそれぞれ条件があります。詳しい内容は各窓口までお問い合わせください。

①犯罪被害全般に関すること

項 目 名	内 容	窓 口
犯罪被害等に係る総合的な相談窓口	犯罪被害等にあわれた方などからの相談全般に対応し、適切な支援につなげる	兵庫県犯罪被害者等総合相談窓口 ☎078-362-0783
	犯罪被害者等施策の企画調整や犯罪被害等にあわれた方などへの見舞金の支給を行う	兵庫県くらし安全課 ☎078-362-3173
	犯罪被害給付制度の問い合わせ、犯罪被害による精神的な悩みのカウンセリングに対応する	兵庫県警察本部 被害者支援室 ☎0120-338-274
	犯罪被害等にあわれた方などの悩み・各種支援・精神的被害の相談に対応する（警察・裁判所等への付き添い等）	公益社団法人 ひょうご被害者支援センター ☎078-367-7833

②からだやこころに関すること

項 目 名	内 容	窓 口
性暴力・性犯罪被害に関すること	性犯罪や性暴力等の被害にあわれた方に対して、医療、法律、心理的支援といった総合的な支援を可能な限り一か所で提供する	全国共通短縮番号 ☎#8891
		ひょうご性被害ケアセンター・よりそい ☎078-367-7874 サイトURL 
		性暴力被害者支援センター・ひょうご ☎06-6480-1155 メール相談： hyo-5@1-kobe.com

性暴力・性犯罪被害に関すること	性犯罪や性暴力等の被害にあわれた方に対して、医療、法律、心理的支援といった総合的な支援を可能な限り一か所で提供する	LINE相談  サイトURL 
高額療養費制度	医療費の自己負担額(1ヵ月)が一定額(自己負担限度額)を超えた分を高額療養費として支給	ご自身が加入している公的医療保険の窓口
第三者行為による傷病等	交通事故など他人(第三者)の行為が原因となったけがや病気について、加害者が負担する治療費を一時的に給付(その後、公的医療保険から加害者へ治療費を請求するため届出が必要)	
各種医療費助成(自立支援医療、福祉医療制度)	犯罪被害にあわれた方で、重度障害や精神通院医療が必要な方(自立支援医療)、重度障害や母子家庭等である方に対して、医療費の一部を助成	お住まいの市町
医療機関の検索	全国の医療機関の場所やサービスの情報を提供	医療情報ネット 
カウンセリング	犯罪被害等にあわれた方などのサポートに精通した臨床心理士によるカウンセリングを実施	事件を担当する警察署 ひょうご被害者支援センター
心の健康に関する相談窓口	心の悩みや精神的な病気、それに伴うくらし等に関する相談など	兵庫県こころのケアセンター ☎078-200-3010 お住まいの地域の保健所
		(神戸市以外) 兵庫県こころの健康電話相談 ☎078-252-4987 来所相談を希望される場合は、 兵庫県精神保健福祉センター ☎078-252-4980
		(神戸市) 神戸市精神保健福祉センター ☎078-371-1900 神戸市こころといのちの電話相談 ☎078-371-1855

③安全の確保に関すること

項 目 名	内 容	窓 口
【緊急】 一時避難場所の確保	自宅が犯罪現場になった場合等に一時避難場所として施設を使用した際の費用を補助 →49頁	事件を担当する警察署
公営住宅への入居	犯罪等による被害のため、従前の住宅に居住することが困難になった方等に対し公営住宅への優先入居を実施 →63頁	兵庫県まちづくり部公営住宅管理課 ☎078-230-8460 お住まいの市町
住宅セーフティネット制度	犯罪被害にあわれた方を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅を登録し、居住支援法人が部屋探しや生活相談を実施	兵庫県まちづくり部住宅政策課 ☎078-362-9295
被害者等通知制度	犯罪被害にあわれた方とその家族が希望する場合に、事件の進行状況、処分結果や裁判の情報、加害者の出所情報などの通知を受けることができる	神戸地方検察庁 ☎078-367-6135
		神戸保護観察所 (加害者が保護観察中の場合) ☎078-351-4020
		(少年事件の場合) 神戸保護観察所 ☎078-351-4020 神戸少年鑑別所 ☎078-362-7977
住民票等の閲覧・交付制限	被害にあわれた方が新しい居住地に住民票を移動させる場合、市区長に申し出て加害者が住民票の閲覧・交付ができないように制限することができる	お住まいの市町

④日常生活のこと

項 目 名	内 容	窓 口
障害福祉・介護サービス	被害にあわれた方が、障害を負った場合や介護が必要となった場合に受けられるサービス(障害福祉・介護それぞれ認定が必要)	お住まいの市町
子どもの一時預かり	保護者の傷病等に伴い、緊急・一時的な保育が必要などときに、保育所等で児童を一時的に預かり	
ファミリー・サポート・センター	児童の預かりの援助を受けたい人と援助を行いたい人同士で、地域において育児に関して相互に補助	

自動車事故介護料支給制度	自動車事故により重度の後遺障害を負い、常時又は随時の介護を要する方に、介護用品の購入等に要する費用を支給	(独)自動車事故対策機構(ナスバ) 兵庫支所 ☎078-271-7601
---------------------	--	--

⑤仕事、学校のこと

項目名	内 容	窓 口
就労支援事業	犯罪被害にあわれた方などが置かれた状況に応じた就職支援や事業主に対する雇用管理に関する相談援助を実施	お住いの地域のハローワーク
ひとり親家庭への就労支援	就業に役立つ資格取得、セミナーの開催や養育費・面会交流相談等を実施	お住まいの地域の福祉事務所
障害者の就業・生活支援	地域の支援ネットワークと連携しながら、障害者の就職に向けた準備支援や就職後の職場定着支援を実施	お住まいの地域の障害者就業・生活支援センター
職業訓練の実施	就職に必要な専門知識・技術の習得や資格の取得、在職者の技術・技能の向上に資する職業訓練を実施	お住まいの地域のハローワーク
不登校・いじめなど教育に関する相談	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を含めたチーム学校による支援	通学されている学校、教育委員会
	いじめ、不登校、性犯罪被害など子どものSOS全般について児童生徒や保護者からの相談に対応	ひょうごっ子悩み相談センター ☎0120-0-78310

⑥経済的なこと

項目名	内 容	窓 口
見舞金の支給	犯罪被害にあわれた方などに見舞金を支給 →62頁	県 →62頁 お住まいの市町 →61頁
犯罪被害給付制度	殺人等の故意の犯罪行為によって、不慮の死を遂げた方のご家族、重傷病を負った方、障害が残った方に国が給付金を支給 →50頁	事件を担当する警察署 兵庫県警察本部 被害者支援室 ☎0120-338-274
兵庫県警察における経済的支援制度	警察に提出する診断書やその作成のために受診した初診に係る費用等を一定の条件の下に公費で支出 →49頁	

犯罪被害者等に対する奨学金等の支給	学資の支弁が困難な生命・身体犯罪被害者の子、孫、弟妹等(小学校入学前3年間の幼児から大学院生及び外国の大学又は大学院への留学生)に奨学金を支給 犯罪により重篤な被害(捜査機関の認定があるもの)を受けた被害者等で特別な救済を行うべき理由がある者に支援金を支給	(公財)犯罪被害救援基金 ☎03-5226-1020
まごころ奨学金(預保納付金支援事業)	高校以上の学校に通う犯罪被害にあった家庭の子どもを対象に奨学金を給付 高校、高専、短大、大学、大学院、専修・各種学校生が対象 奨学金以外にも、家賃補助、進学受験費用補助、自動車運転免許取得費用補助、検定試験(英検、他)・各種資格取得費用補助(会計、法律、医療、IT、他)などの修学支援金を給付 東京(日野市に所有)と関西(借上げ方式)で学生寮を運営	日本財団まごころ奨学金係 ☎03-6229-5111(代表)
給付・貸与奨学金	家計状況などの要件を満たす大学生等に対し、奨学金を給付または貸与	■申込について 在籍する学校の奨学金担当窓 □ ■貸与・給付・返還について (独)日本学生支援機構 奨学金相談センター ☎0570-666-301
交通遺児の奨学金制度	交通事故で死亡したり著しい行為障害のある方の子弟に奨学金を無利子で貸与(一部給付) 高校、高専、短大、大学、大学院、専修・各種学校生が対象 奨学金以外にも、家賃補助、進学受験費用補助、自動車運転免許取得費用補助、検定試験(英検、他)・各種資格取得費用補助(会計、法律、医療、IT、他)などの就学支援金を給付 東京(日野市に所有)と関西(借上げ方式)で学生寮を運営	(公財)交通遺児育英会 📞0120-521286
交通遺児等生活資金無利子貸付	自動車事故による死亡または重度の後遺障害が残った方の中学生までの子に対し生活資金を無利子貸付	(独)自動車事故対策機構(ナスバ)兵庫支所 ☎078-271-7601

交通遺児育成基金事業	満16歳未満の交通遺児が年齢に応じて損害賠償金などの一部を基金に払い込み、3か月ごとに育成給付金を支給	(公財)交通遺児等育成基金 ☎0120-16-3611
遺族基礎年金・遺族厚生年金	被害にあわれた方が亡くなった場合に、その方によって生計を維持されていた方に年金を支給	お近くの年金事務所 国民年金(基礎年金)のみの場合:お住まいの市町
障害基礎年金・障害厚生年金	被害にあって障害を負い、障害等級表に該当する場合に年金を支給(基礎:1~2級、厚生:1~3級)	
生活保護制度	生活の困窮の程度に応じて保護費を支給	お住まいの地域の福祉事務所
生活困窮者自立支援制度	経済的困窮など様々な問題を抱えた方に相談・支援を実施	お住まいの地域の自立相談支援機関
生活福祉資金貸付制度	世帯の自立を図ることを目的とした低所得世帯などへの貸付	お住まいの地域の社会福祉協議会
母子父子寡婦福祉資金貸付金制度	20歳未満の児童を扶養している配偶者のない片親または寡婦等へ修学資金などを貸付	お住まいの地域の福祉事務所
各種手当 (障害児福祉手当、特別障害者手当、児童育成手当など)	被害にあわれた方やその家庭の状況に応じて、手当を支給	お住まいの市町

⑦ マスコミ・報道や SNS、インターネット掲示板等のこと

項目名	内 容	窓 口
インターネット上の誹謗中傷や差別等の相談	インターネット上の誹謗中傷に関する、専門職員(平日9時~17時)及び弁護士(木曜15時~17時)による相談窓口	(公財)兵庫県人権啓発協会 ☎078-891-7877 サイトへのリンクはこちら 
	インターネット上の誹謗中傷について連絡を受け、一定の基準に該当した場合に規約に沿った削除等の対応を促す通知を行う。(削除依頼のみ)	セーファーインターネット協会 誹謗中傷ホットライン Webフォームでの受付 
	相談者自身で行う削除依頼の方法などの助言に加え、法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除依頼を行う。	最寄りの法務局

マスコミからの取材に対応する際の助言、手続	マスコミからの取材要請や通夜・告別式等での取材への対応について、弁護士等を通じて申し入れを行う。	日本司法支援センター 法テラス・サポートダイヤル ☎0570-078374 ナビダイヤルへは、IP電話やプリペイド携帯、海外からは通話できません。 (☎03-6745-5600) へおかけください。
-----------------------	--	--

⑧警察や検察、裁判のこと

項目名	内 容	窓 口
無料法律相談	犯罪被害によって生じる法律問題について、弁護士が相談を無料で実施	ひょうご被害者支援センター ☎078-367-7833
		兵庫県弁護士会 (神戸) ☎078-341-8227 (姫路) ☎078-282-8458
		日本司法支援センター 法テラス・サポートダイヤル ☎0570-078374 ナビダイヤルへは、IP電話やプリペイド携帯、海外からは通話できません。 (☎03-6745-5600) へおかけください。
DV等被害者法律相談援助制度	DV・ストーカー・児童虐待を現に受けている方などに対し、再被害の防止に必要な法律相談を実施	日本司法支援センター 法テラス・サポートダイヤル ☎0570-078374
犯罪被害者法律援助(日弁連委託援助) ※資力要件あり	刑事裁判、少年審判等手続、行政手続に関する活動を希望する際の弁護士費用等を援助 →53頁	ナビダイヤルへは、IP電話やプリペイド携帯、海外からは通話できません。 (☎03-6745-5600) へおかけください。
被害者参加人のための国選弁護士制度 ※資力要件あり	裁判所が被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担 →53頁	
被害者参加旅費等支給制度	被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に、国がその旅費等を支給 →53頁	
民事法律扶助制度 ※資力要件あり	経済的に余裕がない方が法的トラブルにあったとき、無料で法律相談を行い、弁護士・司法書士の費用を立替え →57頁	

保護観察中の加害者に関する相談	加害者の保護観察中における各種制度や相談を受付	神戸保護観察所 ☎078-351-4020
一般的な法律問題に関する相談	離婚、相続や金銭トラブル、土地・建物に関する問題など日常生活上の法律問題等について弁護士が助言(無料)	兵庫県民総合相談センター ☎078-360-8511 (要予約) ※最寄りの県民局等でテレビ電話での面談(無料)も実施しています。 ※予約方法等詳細は各県民局等にお問い合わせください。 各市町の法律相談 ※お住まいの市町でも無料法律相談等を実施しております。 ※予約方法等詳細はお住まいの市町等にお問い合わせください。

6 支援・制度以外の主な手続き

支援制度以外で、犯罪被害による発生する可能性のある主な手続きを記載しました。

どの手続きが必要か迷う時は、まずはお住まいの市町犯罪被害者等支援総合的対応窓口（61頁）にご相談ください。

カテゴリ	手続きのいるもの	内 容	窓 口	手続期間	必要書類その他備考
① 役 所	1 死亡届	埋火葬許可証の交付	市町	7日以内	
	2 世帯主変更届 (住民異動届)	世帯主変更	市町	14日以内	国民健康保険被保険者証 (加入者)本人確認書類
	3 国民健康保険	資格喪失・ 加入・変更	市町	14日以内	国民健康保険被保険者証
	4	葬祭費の申請	市町	2年以内	国民健康保険被保険者証、 葬儀領収書
	5 その他の健康保険 (社保、共済、健保)	資格喪失・ 加入・変更	加入中の健康保険 組合、勤務先	すみやかに	被保険者証
	6	埋葬料の申請	加入中の健康保険 組合、勤務先	2年以内	被保険者証、事業主の証明書
	7 厚生年金	受給の停止	年金事務所	10日以内	年金証書
	8 共済年金	受給の停止	共済組合	10日以内	年金証書
	9 国民年金	受給の停止	市町	14日以内	年金証書
	10	死亡一時金申請	市町	2年以内	亡くなられた方の年金手帳、 受取金融機関通帳等
	11 介護保険	保険料支払停止、 保険証返却	市町	すみやかに	介護保険証
	12 障害者手帳、後期高齢者 医療証、難病医療費等	申請・返却	市町	すみやかに	
	13 高額医療費	申請	市町(国保)、 各保険者	2年以内	申請書、領収書
	14 自立支援医療、児童扶養手当、 児童手当、特別障害者手当	受給	市町	すみやかに	
	15 遺族、寡婦年金	申請	年金事務所、 共済組合、市町	5年以内	年金手帳、住民票写、所得証 明書、子の在学証明書、通帳等 死亡者の年金証書
	16 障害年金	申請	年金事務所、 共済組合、市町	5年以内	年金手帳、受診状況等証明書、 通帳等
	17 雇用保険未支給失業等 給付	申請	ハローワーク	6ヶ月以内	死亡診断書、住民票等
	18 犯罪被害者見舞金	申請	県、市町	2年以内	死亡診断書、住民票等

カテゴリー	手続のいるもの	内 容	窓 口	手続期間	必要書類その他備考
② 相続	1 遺産	遺産分割協議書の作成	弁護士、司法書士 行政書士		戸籍、除籍、住民票、 財産関係の書類等
	2 相続放棄、限定承認	相続放棄や 限定承認を希望	家庭裁判所	相続の開始を 知ってから 3ヶ月以内	詳細は家庭裁判所に確認
	3 土地・建物	相続登記	法務局		
	4 預貯金	払い戻し	金融機関	すみやかに	相続人全員の印鑑証明書、 遺産分割協議書等
	5 自動車	名義変更、廃車	運輸支局		運輸支局で確認
③ 税務署	1 準確定申告	所得税	税務署	4ヶ月以内	所得税確定申告書、 死亡した人の確定申告書付表
	2 相続税の申告・納付	相続税	税務署	10ヶ月以内	相続税申告書
	3 医療費控除、障害者控除、 寡婦・ひとり親控除	所得控除の適用	税務署		
④ 警察	1 運転免許	返納	警察署	すみやかに	
	2 犯罪被害者等給付金	給付金の申請	警察本部・ 各警察署	2年以内	
⑤ その他・へんじ	1 勤務先	退職・休職等の 手続き	各会社	すみやかに	会社の資料、社員証、鍵等 退職時に返却
	2 傷病手当金	受給	協会けんぽ 健康保険組合	2年以内	詳細は窓口に確認
	3 民間の医療・生命保険等	保険金請求	保険会社	3年以内	保険金請求書、保険証券、 住民票、印鑑証明書等
	4 電気・ガス	名義変更・解約	各届出会社	すみやかに	
	5 水道	名義変更・解約	水道事業者	すみやかに	
	6 電話	名義変更・解約	各届出会社	すみやかに	
	7 携帯電話プロバイダー	名義変更・解約	各届出会社	すみやかに	
	8 パスポート	返却	旅券(パスポート) センター	すみやかに	
	9 賃貸借契約	名義変更・解約	不動産会社	すみやかに	契約書、重要事項説明書
	10 新聞	名義変更・解約	新聞販売店	すみやかに	
	11 クレジットカード	解約	カード会社	すみやかに	クレジットカード等
	12 スポーツクラブ等の会員	解約	店舗等	すみやかに	会員証、申込書

メモ

支援ノート

作成：兵庫県

協力：兵庫県警察

参考・引用

東京都作成「Tokyo被害者支援ノート」

新潟県作成「ひまわり」

長野県作成「犯罪の被害に遭われた方や

そのご家族、ご遺族のためのノート」

岐阜県作成「つなぐ」

三重県作成「灯り」

京都府作成「つむぎ」

愛媛県作成「こもれび」

佐賀県作成「編む」

途切れない支援を被害者とする会「被害者ノート」※1

※1 途切れない支援を被害者とする会作成「被害者ノート」についての
入手方法などのお問い合わせはnakanobenkyokai@yahoo.co.jpまで

※2 交通事故被害者向けのノートとして、国土交通省が発行している「交
通事故被害者ノート」があります。詳しくは以下のURLをご参照くだ
さい。

URL: https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000123.html

- このノートは兵庫県のホームページからダウンロードできます

兵庫県 犯罪被害者等支援ノート

検索

- このノートのお問い合わせは、

兵庫県県民生活部くらし安全課（☎078-362-3173）まで

令和8年3月作成